



春日井市空き家対策事業 相談対応事業者の募集



平成 27 年 5 月から空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家等の所有者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めることが義務化されました。春日井市では、昨年度 4 月よりまちづくり推進部に住宅政策課を設置され、空き家対策に取り組んでいます。

当所でも、春日井市と空き家対策等に関する連携協定を締結し、市内空き家等の流通対策に取り組んでおり、その中で、空き家の売買等、市内空き家の流通の相談を担って下さる事業所を募集します。

対応内容

- ◇ 春日井市から情報提供された空き家所有者の売買・賃貸・解体等の相談対応(順次割振)
- ◇ 春日井市・会議所へ空き家所有者より「複数」売買等対応事業者を紹介して欲しいとの依頼があった際に、一覧にし配布します。

応募条件

- ◇ 市内に事業所を有し、**商工会議所**会員企業であること。
- ◇ 宅地建物取引業者であること。
- ◇ 市の空き家対策補助金を理解し、相談者に対し説明ができること。
- ◇ 空き家施策説明会へ参加すること。
年 1 回開催予定。今年度は、7/20 同封建設業部会セミナーと同時開催
- ◇ **継続的に不動産売買取引を行っていること。(開業1年以上)**
上記事項に該当しなくなった場合には、登録は取消となります。更新は毎年開催する空き家施策説明会への参加時に行います。

注意

- ◇ 春日井市からの情報提供となりますので、情報の取り扱いには十分に注意し相談者には真摯な対応をお願いします。
- ◇ また、相談の内容は、様々であり不動産取引に繋がらない場合があることをご承知ください。
- ◇ 情報提供の順番等は、事務局一任となることをご了承ください。
- ◇ 相談に関するトラブル等については、事務局は関与致しません。自社にて対応願います。

登録料 無 料

流れ 登録希望申込 ⇒ 事務局より登録・誓約書送付 ⇒
登録・誓約書類受領・確認後 ⇒ 7/20 セミナー受講
⇒ 相談対応(順次割振り)

申込方法 URL <https://forms.gle/j3j8SFfK4cscCKAf6> より希望申込ください。※送信後、2～3 日後に登録・誓約書を送信します。

問合せ 春日井商工会議所 運営課
TEL0568-81-4141 mail:master@kcci.or.jp